

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、国民健康保険税事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

国民健康保険税に関する事務では、情報システムの保守業務を外部業者に委託している。情報の適切な管理を図るために外部業者と覚書を締結し、法令遵守を徹底させている。

## 評価実施機関名

丹波市長

## 公表日

令和3年8月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険税事務とは、地方税法及び丹波市国民健康保険税条例の規定に基づき、国民健康保険の被保険者である世帯主(以下「納税義務者」という。)に対して課税する事務その他国民健康保険税に関する事務のことをいう。</p> <p>【当初賦課準備事務】 税額の軽減判定事務のための繰越管理台帳の作成</p> <p>【所得照会事務】 ①1月2日以後、本市に転入した被保険者について、前住所地市町村に所得照会を行う。 ②地方税法第294条第3項の規定による通知書を受けた者のうち被保険者であるものについて、課税地市町村に所得照会を行う。</p> <p>【当初賦課決定事務】 被保険者について基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る所得割税額及び資産割税額並びに被保険者均等割税額及び世帯別平等割税額を賦課決定する。</p> <p>【納税通知書の作成】 徴収区分に合わせて賦課決定通知書を作成する。</p> <p>【賦課更正事務】 賦課決定以後に国民健康保険の被保険者資格を取得した世帯又は喪失した世帯その他異動が生じた世帯に係る税額を更正決議書等により賦課決定し、賦課決定内容等を記載して納税義務者へ納税通知書を送付する。</p> <p>【減免事務】 丹波市国民健康保険税条例及び同条例施行規則に基づき、申請により減免の可否を決定する。</p> <p>【課税の特例】 倒産、解雇等非自発的な理由により失業となった者について、申請により離職した日の翌日の属する年度以後二年度に限り、給与所得を100分の30に相当する額によって税額を決定する。</p> <p>【特別徴収による対象者の通知】 特別徴収により国民健康保険税を徴収する対象被保険者に係る支払回数割保険税額等を年金保険者に通知する。</p>
③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の項番16 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)          第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)          (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項</p> <p>項27より、以下の情報照会が可能と定められている。          ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」          ・「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」          ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」          ・「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」          ・「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」          ・「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの」</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>丹波市 財務部 税務課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>税務課長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地          丹波市 ふるさと創造部 総合政策課</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地          丹波市 財務部 税務課</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

